

西条市農業委員会 令和3年度 第3回総会 議事録

1. 日 時 令和3年6月8日(火) 午後1時55分から午後2時59分

2. 場 所 西条市中央公民館 多目的ホール

3. 会議構成員現在総数 農業委員24名 推進委員30名

4. 農業委員 出席者 22名 欠席者 2名 出席率 91.7%
推進委員 出席者 26名 欠席者 4名 出席率 86.7%

○農業委員出席者氏名

会 長	8番	加藤 茂			
会長代理	12番	渡邊 敏昭			
委 員	1番	越智 一志	11番	栗田 房信	21番 越智 信仁
	2番	明比 典正	13番	川上 義則	22番 戸田 博明
	3番	徳増 靖記	14番	山田 好一	23番 真鍋 美鈴
	4番	一色 達夫	15番	村上 繁敏	24番 高橋 忠親
	5番	高橋 豊重	16番	武田 喜義	
	7番	高木キクミ	17番	伊藤 健一	
	9番	井上 雅貴	18番	青野 武	
	10番	長谷川孝師	19番	曾我 照一	

○欠席者氏名

6番 西原 昇 20番 越智 栄二

○推進委員出席者氏名

委 員	1番	寺田 昌直	11番	篠森 均	25番	佐々木 則幸
	2番	一色 信之	13番	一色 和成	26番	越智 勝邦
	3番	石川 孝幸	14番	武方 謙一	27番	玉井 隆志
	4番	加藤 武司	15番	武田 義臣	28番	桑原 俊樹
	5番	伊藤 正夫	16番	鈴木 伸二	29番	曾我 敏数
	6番	伊藤 龍二	17番	垂水 久明	30番	今井 文雄
	7番	日野 哲也	18番	山内 強		
	8番	宮武 恭宏	19番	黒川 俊彰		
	9番	岡本 省三	21番	高橋 寿夫		
	10番	安藤 英利	22番	永井 和俊		

○欠席者氏名

12番 森田 忠茂 20番 高橋 正 23番 山内 信政 24番 大西 宗次郎

5. 議案について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第3条の規定による許可及び農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見の決定について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見の決定について

議案第4号 農地法第5条に係る転用事業計画変更に対する意見の決定について

議案第5号 農用地利用集積計画に対する意見の決定について

議案第6号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

議案第7号 農地法第3条第2項第5号の規定による「別段の面積」の設定について

議案第8号 令和2年度西条市農業委員会事業報告について

議案第9号 令和3年度西条市農業委員会事業計画（案）について

報告事項 報告承認案件（農地法第18条6項に係る通知等）

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 青野栄一 東予分室長 渡邊賢一郎

事務局次長 田口剛洋

事務局主査 渡邊龍也 事務局主任 宇佐美紀興

7. 議事内容

事務局 | ただ今から、令和3年度 第3回西条市農業委員会 総会を開会いたします。

皆さん、ご起立ください。一同「礼」。ご着席ください。

4月の総会で西条市農業委員会が知事表彰を受賞することをお知らせいたしました。加えて、愛媛県農業会議会長表彰で永年勤続の農業委員の表彰を一色達夫委員さんが受賞することが決定しました。誠にめでたうございます。なお、表彰式につきましては、6月30日に開催されます愛媛県農業会議通常総会の前に行われますので、ご報告いたします。

次に、総会における変更でございます。これまで贈与税・相続税の納税猶予に関する適格者証明は事務局対応で処理しておりました。県農業会議からの指導で、総会にもかける必要があるとのご指摘を受けましたので、今回から議案に上げることとなりましたので、よろしくお願ひします。

開会に当たり加藤会長がご挨拶を申し上げます。

会 長

【会長挨拶】

事務局 それでは議事に入ります。議事の進行は農業委員会会議規則の規定によりまして会長が行うこととなっておりますので、加藤会長、よろしく願いいたします。

【会長、議長席に着く】

議長 それでは、ただ今から、令和3年度 第3回西条市農業委員会 総会を開会いたします。これより先は着座にて議事を進行させていただきますので、よろしく願いいたします。

【議事録署名人及び書記の指名】

議長 まずはじめに、議事録署名人の指名をいたします。
越智一志委員、明比典正委員の両委員にお願いいたします。
なお、欠席届出が農業委員の6番 西原昇委員、20番 越智栄二委員、推進委員の12番 森田忠茂委員、20番 高橋正委員、23番 山内信政委員、24番 大西宗次郎委員から出ておりますので、ご報告いたします。
ただいまの出席農業委員数は、22名であります。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、定足数に達しておりますので、本会議は成立いたしますことを報告いたします。
書記については、事務局の渡邊、宇佐美の両君にお願いいたします。
それでは議事に入ります。

農地法第3条 関係

議長 議案書、3ページ、議案第1号、農地法 第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。

議案内容について、事務局から説明いたします。

事務局 事務局の田口です。よろしくお願ひします。

4ページをお願いいたします。

39号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から、贈与を受けようとする申請であります。

40号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

41号は、〇〇の〇〇が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

42号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から所有権の移転を受けようとする申請であります。

43号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

44号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

45号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から、贈与を受けようとする申請であります。

46号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

47号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

48号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

49号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から、贈与を受けようとする申請であります。

以上、11件、ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 以上、11件であります。39号から順次ご意見を伺いたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

地区委員 39号 問題ありません。

40号 問題ありません。

長谷川委員 41号 許可相当ですが、これまで残土置場や雑木が生えておりましたが、本日、雑木の撤去を午前中確認しましたが、今後、適正に管理する誓約書の提出がないと許可しないとします。

42号 問題ありません。

43号、44号 問題ありません。

45号 問題ありません。

46号、47号 問題ありません。

48号、49号 問題ありません。

議 長 41号については、始末書・報告書の提出をもって許可することとなります。

桑原推進委員 41号は、旧西条と旧小松の堺の農地です。現在、このエリアは〇〇と地元農家による民間の圃場整備の途中である。県から補助をもらって、事業主体が民間となっている。平成7年から氷見の農地から圃場整備に入っており、地面を4m程度嵩上げし、土手と同じ高さにす

る計画である。現在、農地としての形状にはなっているが、換地が出来ていない。工事の契約条件である水源を作る等のハード面の未達の部分がある。計画から 30 年近く過ぎ、当事者で亡くなった人も発生し、相続が出来ていないことで、地元でも事業を進めようとしているが、〇〇が動いていないのが現状である。圃場整備を実施するエリアの官民境界は確定している。エリア内は全くの未換地の状態である。こういう状態の時に、売買はできると思うが、従前地の農地地番である。このような状況で 3 条許可は可能なのか。〇〇というのうは〇〇が経営している農業法人である。〇〇さんは圃場整備の担当者であり、〇〇の代表取締役でもある。この土地が 10 年来、建設用資材の資材置場となっていた。地元も資材置場を農地に戻すように、再三申し入れも行い、農林土木課西部分室の会合時にも伝えたものの、解消に至っていない。

ここ 1～2 週間で、ヒューム管を撤去していると思っていたが、3 条申請が提出された。法的にも確たる状況になっていない状況で、雑木を撤去したからと言って、今後の農地の状態がどうなるのか見通しがたたない。〇〇は、広い経営面積で耕作されているものの、今回の面積は狭小で、このエリアに経営農地もなく、どういう用途で利用されるのかが分からない。農地として適切に管理してくれるのであれば問題ないが、事務局側で面談し、詳細を確認していただきたい。

議 長 事務局を通じて確認させていただきます。
他にございませんか。

委員一同 異議なし。

議 長 11 件のうち、先程の 1 件については現時点では保留となっておりますが、10 件については、「異議なし」として原案どおり許可することといたします。

農地法第 3 条及び農地法第 5 条関係

議 長 次に、7 ページ、議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可及び農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見の決定について、両者を一括議題といたします。

議案内容を事務局から説明いたします。

事務局 8 ページをお願いいたします。

農地法第3条について、50号は、〇〇の〇〇が、〇〇の〇〇氏の農地について、区分地上権を設定しようとする申請であります。

農地法第5条について、41号は、〇〇の〇〇が、〇〇の〇〇氏から賃借権設定を受け、営農型太陽光発電施設を設置しようとするものであり、設備の支柱分の面積について、10年間（担い手が営農する場合）の一時転用をしようとする申請でございます。なお、太陽光の下部で栽培される農作物はシキミです。

以上2件、ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 以上2件であります。地元の委員さんにご意見等を伺いたしたいと思います。

地区委員 第3条の50号、第5条の41号 問題ありません。

議 長 他に、ご意見、ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議 長 「異議なし」ということでありますので、1件を原案どおり許可することとし、1件を原案どおり承認することとし、知事に進達いたします。

農地法第5条関係

議 長 次に、10ページ、第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について、を議題といたします。

議案内容を事務局から説明いたします。

事務局 32号は、〇〇の〇〇が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、太陽光発電施設を建設しようとする申請でございます。

33号は、〇〇の〇〇が、〇〇の〇〇氏から賃借権設定を受け、コンビニ店舗を建設しようとする申請でございます。なお、本件は後程ご審議いただきます4号議案の農地転用事業計画変更と関連しております。

34号は、〇〇の〇〇氏外1名が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、自己住宅を建設しようとする申請でございます。

35号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、宅地拡張をしようとする申請でございます。

本件は、申請人が申請地に隣接する土地・建物を購入するに当たり、上水道管の経路を調べたところ、申請地に上水道管が埋設されているのが分かり、渡人が昭和57年に上水道管を埋設する際、農地法許可申請をすることなく埋設し、舗装をしております。

渡人からは、「今後は農地法を厳守します」との始末書が提出されております。

36号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、自己住宅を建設しようとする申請でございます。

本件は、譲渡人が農地法の手続きをすることなく、申請地の一部を駐車場として使用しておりました。申請人からは、「今後は法令を十分調査すると同時に関係者によく確認を行い、農地法等の関係法令を遵守し、再びこのようなことが起こらないようにしたい」との始末書が提出されております。

37号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏外1名から所有権移転を受け、4区画の宅地分譲をしようとする申請でございます。

38号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から使用貸借権設定を受け、自己住宅を建設しようとする申請でございます。

39号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏外1名から所有権移転を受け、自己住宅を建設しようとする申請でございます。

40号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、自己住宅を建設しようとする申請でございます。

42号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、自己住宅を建設しようとする申請でございます。

43号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、自己住宅を建設しようとする申請でございます。

44号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、露天資材置場に転用しようとする申請でございます。

以上12件、ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長

以上、12件であります。32号から順次ご意見をお伺いしたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

地区委員

32号 問題ありません。

33号 問題ありません。

34号 問題ありません。

35号 問題ありません。

36号、37号 問題ありません。

38号 問題ありません。

39号 問題ありません。

40号 問題ありません。

42号、43号、44号 問題ありません。

議 長 他に、ご意見・ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議 長 ありがとうございます。

「異議なし」ということでありますので、以上12件を原案どおり承認することとし、知事に進達いたします。

農地法第5条転用事業計画変更関係

議 長 次に、14ページ、議案第4号、農地法第5条の規定にかかる転用事業計画変更に対する意見の決定について、を議題といたします。

議案内容を事務局から説明いたします。

事務局 15ページをお願いいたします。

2号は、〇〇の〇〇が、平成31年1月の総会にてご審議いただき、進達・許可された案件ではありますが、転用事業未着工であり〇〇からコンビニエンスストアの建設要望があったことから、転用事業者を〇〇から〇〇に変更するとともに、事業目的を14区画の宅地分譲からコンビニエンスストアに変更し、変更承認を受けようとするものです。

以上1件、ご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 以上、1件であります。地区委員さんにご意見をお伺いしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

地区委員 2号 問題ありません。

議 長 他にご意見ございませんか。

委員一同 異議なし。

議 長 「異議なし」ということでありますので、以上1件を原案どおり承認することとし、知事に進達いたします。

農用地利用集積計画に対する意見の決定

議 長 次に、16ページ、議案第5号 農用地利用集積計画に対する意見の決定について、西条市長から意見照会がありましたので、議案内容を事務局から説明いたします。

事務局 18ページをお願いいたします。

件数が多いため、筆ごとの説明は省略させていただきますが、いずれも申し出書を確認し、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件は満たしておりますが、

その中で、59ページ、整理番号4077番の農地につきましては、成年後見制度の保佐人であります西条市〇〇、司法書士の〇〇氏から申請がなされました。

この保佐人とは、家庭裁判所から判断能力が低下した者の法的権利を守ることや、生活そのものをサポートするために選任されておられ、同氏には、不動産の賃貸借に関する代理権が付与されていることが確認されましたので、今回の代理行為について何らの問題はないものと考えておりますことを、ご報告いたします。

詳細につきましては、議案書19ページから67ページとなっております。

農業経営基盤強化促進法による利用権設定等の件数は、292件、面積は、100万7,963.75㎡となっております。そのうち、所有権移転 は、6件、面積は、1万5,324㎡となっております。

以上でございます。ご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 以上のような内容ですが、よろしくご審議お願いいたします。委員の皆さん、ご意見・ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議 長 ありがとうございます。「異議なし」ということでありますので、原案どおり承認することとし、市長に回答いたします。

相続税の納税猶予適格者証明願

議 長 68 ページ、議案第 6 号、相続税の納税猶予に関する適格者証明願の交付について、を議題といたします。

事務局 69 ページをお願いします。
農地を相続し、相続人が相続税の納税猶予を希望した農地につきましては、相続人が相続後も適正に耕作を継続する場合、租税特別措置法第 70 条の 6 第 1 項の規定により、相続税の納税を猶予することができる条件の一つを満たすこととなります。
これまで当委員会では、報告承認案件として専決処理しておりましたが、令和 3 年 5 月 10 日付け県農業会議による通知で、「相続税及び贈与税の納税猶予に関する適格者証明」については、総会での実体的判断を要する証明であることから、この件について、適格性を有する方であるかどうかの証明については、農業委員会が行うため、議案審議させていただきます。最終的に議案記載の農地の相続税の納税猶予を認めるかどうかにつきましては、税務署の判断となります。
相続税の納税猶予を受ける相続人につきましては、農業経営を開始し、農地も適正に耕作されております。
以上 1 件、ご審議よろしくをお願いします。

議 長 以上 1 件であります。地区委員さんにご意見をお伺いしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

地区委員 1 号 現地調査を実施したところ、適正に管理されていることを確認しており、問題ありません。

委員一同 異議なし。

議 長 ありがとうございます。「異議なし」ということでありますので、以上 1 件を原案どおり承認することといたします。

農地法第 3 条第 2 項第 5 号関係

議 長 次に、70 ページ、議案第 7 号、農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定による「別段の面積」の設定について、内容を事務局から説明いたします。

事務局 71 ページをお願いします。
議案第 7 号 農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定による農業委員会

が定めようとする「別段の面積」の設定についてご説明いたします。

農地の権利取得における下限面積につきましては、法定の面積として、北海道を除く都府県では 50 アールとされており、地域の実情に応じて農業委員会の判断で引き下げることが可能となっております。

この「別段の面積」は、農地法施行規則第 17 条第 1 項第 3 号により、設定区域内においてその定めようとする面積未滿の農地又は採草放牧地を耕作又は養畜の事業に供している者の数が、当該設定区域内において農地又は採草放牧地を耕作又は養畜の事業に供している者の総数のおおむね百分の四十（40%）を下らないように算定されるものであること。」との規定されております。

本市では、平成 27 年度に別段面積を「西条市全域で 40 アール」と設定しておりますが、農地法 30 条の規定による利用状況調査に基づき「別段の面積」の設定および修正の必要性について、ご審議をお願いするものです。

お手元の資料（令和 3 年度 別段の面積の基準（農地法施行規則第 17 条））をご覧ください。

この資料は、農家基本台帳を基に経営耕地面積ごとに分類した農家数等に補正を加えたものです。具体的には、右から 3 列目の補正值の欄ですが、以前の農業委員の選挙資格が経営耕地面積 10a 以上であったことから、それを踏襲し、別段の面積 10a（0.1ha 未滿）の農地面積に該当する農家戸数は、農家基本台帳の 5,378 戸に対して 0 戸としております。

次に、農林業センサスにおいて調査対象となる露地野菜作付面積は 15a 以上でありますので、別段の面積 20a（0.1ha から 0.2ha 未滿）の農地面積に該当する農家戸数は、農家基本台帳の 2,022 戸に対し、その 2 分の 1 に補正し、1,011 戸としております。

以上のような補正を行った結果、「別段の面積」が 40a では、農地を耕作する戸数が全体戸数の 41.3%を占めており、農地法施行規則第 17 条第 1 項第 3 号で規定する「おおむね 40%」に該当することから、引き続き、西条市全域で別段面積を 40a に設定しようとするものであります。

以上で説明を終わります。

議 長 以上のような内容ですが、よろしくご審議お願いいたします。
委員の皆さん、何かありましたら、お願いします。

委員一同 異議なし。

事務局 「異議なし」ということでありますので、原案どおり承認すること
いたします。

事業報告・事業計画関係

議長 次に、議案書その2、2ページ、議案第8号、令和2年度西条市農
業委員会事業報告について、内容を事務局から説明いたします。

事務局 それでは、別冊で配布しております、議案書（その2）をお手元
にご用意ください。

「令和2年度西条市農業委員会事業報告について」概要を簡単に説明
させていただきます。

総会議案書 その2 3ページをお願いします。

令和2年度は 組織活動体制の整備を進めるとともに、総会を始め
とする、各種会議を開催し、議案の審議はもとより、諸問題への迅速
な協議・対応を行うなど、農業委員会の円滑な運営に努めました。一
方で、今般の新型コロナウイルス感染拡大防止のため、視察、研修等
の一部事業を中止しました。

第2 会議に関する事項につきましては、昨年度開催した、総会、
全員協議会、幹事会の内容をまとめたものでございます。

次に5ページをお願いします。第3の遊休農地対策ですが、

1,874筆、162haを対象に、農地パトロールを実施し、遊休農
地面積、約29.1haの改善が見られました。

第4 農地法等の申請による新規就農の面接につきましては、
19件実施いたしました。委員の皆様におかれましては、新規就農者
への、農業指導、育成等、今後ともよろしく願いたいと思ひ
ます。

第5 和解の仲介は、ございませんでした。続きまして7ページ、
事務処理状況でございます。

第6 農業委員の改選による組織体制、第7 事務局の組織体制
となっております。

8ページをお願いします。

農地法第3条の権利の移転関係からでございますが、

(1) 権利区分別状況 合計192件、約34.1haの権利移動が行
われました。

次に9ページ、農地法第4条、5条の転用の関係でございます。

4条が23件 約1.1ha、5条が180件 約16.9haとなって
おります。

目的別の転用状況は、4の表のとおりとなっており、4条5条合わせまして、203件、約18haの転用がなされております。

次に、10ページでございます。

第2 利用権設定等の状況ですが、新規契約と更新された件数、面積それぞれ合わせまして、2,100件、約654haとなっております。

次に、第3 認定農業者ですが、個人536名、共同体10団体、法人80法人、計626経営体が認定農業者となっております。

続きまして 第4の農業者年金に関する事項でございますが、受給者数が414名、待機者数が42名となっております。

11ページから12ページは、農業委員会関連の1年間の会議等の状況等を記載しておりますのでお目通しいただけたらと思います。

続きまして、13ページ 令和2年度農業委員会の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価についてご説明いたします。

先ほどの事業報告と説明が 重なるところがございますので異なるところのみを抜粋し、説明させていただきます。

13ページについては昨年度末の農業委員会の状況でございます。14ページ、担い手への農地の利用集積・集約化についてでございます。

1の現状でございますが、これまでの集積面積2,966ha 集積率は、52.3パーセントとなっております。

2の目標面積は、市の農業経営基盤促進に関する基本構想を参考にしており、3,028haの集積実績となっております。

3の目標の達成に向けた活動ですが 農地の意向確認調査を踏まえ利用集積に向けた掘り起こしやあっせん活動に努めてきたところでございます。

次に、15ページ、新規参入の促進でございます。

2の参入実績ですが、20経営体、10.3ヘクタールとなっております。3の目標達成に向けた活動の中にもありますように、農業関係団体による農家相談会や、遊休農地の情報の周知などを行っております。

続きまして、16ページ、遊休農地に関する措置でございます。

1の現状でございますが、遊休農地面積は123ha 率にしまして、2.1%となっております。

次に、17ページ、違反転用の現状につきましては1.37ヘクタールとなっております。

続きまして19ページ、3 農地所有適格法人でございます。

農地法6条により、農地所有適格法人は、毎年「事業の実施状況、決算状況などを農業委員会に報告しなければならない。」と定められ

ております。

本市の農地所有適格法人は、現在、52法人となっております。

次に、4、情報の提供についてですが、賃借料情報については市ホームページや事務局窓口にて公表しております。

また、調査対象における件数は、利用権設定の賃貸借契約を参考にしております。農家台帳上の整備につきましては、異動のあったものを中心に随時手入れを行っております。

なお、13ページから20ページまでの点検・評価につきましては、公表が義務付けられておりますので、本会でご承認いただけましたら、市HPにて、公表させていただきたいと考えております。

よろしくお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、令和2年度西条市農業委員会事業報告についての説明を終わらせていただきます。

議長 農業委員会の事業年度は6月でございます。7月から新たな事業年度となります。以上の内容ですが、よろしくご審議お願いいたします。委員の皆さん、何かありましたらお願いします。

一色委員 10ページの表題3、認定農業者に関する事項、昨年度の総会の資料と経営体の数を比較してみましたら、西条地区が令和2年度201から194への減、旧東予が180経営体から213経営体となっております。旧東予の経営体が大幅に増加している要因を把握しておれば、お知らせいただきたい。

議長 一色委員さんのご意見に対して、事務局お願いします。

事務局 昨今、周桑地区につきましては、産地交付金（転作の助成金）の要件として、認定農業者を対象としております。認定農業者でないと産地交付金を受けられないため、認定農業者が増えている傾向にあると考えております。

一色委員 旧西条管内と旧東予管内とでは、産地交付金の要件が違うということか。

事務局 西条地区と周桑地区では、要件が違っている。西条地区は、認定農業者でないと産地交付金を受けられないということはない。

一色委員 13ページから20ページまでが公開の義務があるということで

すが、農業の概要という13ページの表です。私たちの農業委員の活動として、農地の最適な利用ということを考える場合、耕地が青地・白地の面積がどのくらいあるのか。青地の基盤整備済の面積がどのくらいあるのか。慣行小作権付きの農地がどのくらいあるのか。このデータが欲しいが、公表というのはどのように考えているのか。

事務局 様式につきましては、国から示された様式となっております。一色委員さんが要望されている面積につきましては、農業委員会だけでは把握できていないので、青地・白地は農水振興課、慣行小作権は委員会でデータ抽出、基盤整備は西部分室に確認を取った上で、ご回答をしたいと思います。

議長 提供できる資料については、事務局側で提供をお願いしたい。他に事業報告につきまして、ご意見等ございませんでしょうか。

委員一同 異議なし。

議長 「異議なし」ということでありますので、原案どおり承認することといたします。

令和3年度事業計画（案）

議長 次に、21ページ、議案第9号、令和3年度西条市農業委員会事業計画（案）について、内容を事務局から説明いたします。

事務局 22ページをお願いします。令和3年度事業計画案でございます。重点事項等、要点を抜粋してご説明させていただきます。

1の基本方針ですが、本文、3行目から記載しておりますが、今年度も、3つの柱をもとに取り組みまいります。

一つ目は、担い手への農地の集積、集約化、二つ目は遊休農地の発生防止、三つ目は 新規就農者の育成確保となっております。

2の重点課題ですが、

(1)「農地中間管理事業の5年後見直し」を踏まえた、農業委員会組織体制の整備・強化に、取り組んでまいりたいと考えております。

(3)の農地の集積と担い手確保・育成の推進、

(4)の農地利用の最適化に向けた取り組みの指導については、

農業委員、関係各所との連携を一層密にし、取り組んでまいりたいと考えております。

(5) は、すでに取り組んでいただいております、1・1・1運動への取組みでございます。

(6) の遊休農地の解消対策ですが、そのひとつの方策として非農地判断に向けた取組みも推進したいと考えております。

3の農業委員会の活動方針及び事業内容は、昨年と同様ですので、後ほどお目通しいただけたらと思います。

続きまして 24ページ、ここで、誠に申し訳ございませんが、活動計画の後ろに(案)が抜けておりますので、追加訂正をお願いいたします。

それでは改めまして、令和3年度の農業委員会の目標及びその達成に向けた活動計画(案)についてご説明いたします。

こちらにつきましては、毎年度計画を立て、それを評価して、また次年度の計画を作成という流れになっております。昨年度末に、農業会議において県単事業を活用して、毎年度、5市町を対象に農業委員会が作成する「活動計画」、「点検・評価」に関して、本会が支援いただきました。具体的には、年度末に農業委員会が作成する「点検・評価」を踏まえて、第三者である学識経験者、愛媛大学農学部〇〇教授の視点から活動内容とその成果について評価いただき、今後の改善点等の指摘を各項目の課題に反映しております。

活動計画を農業委員会の適正な事務実施と効率的かつ実行ある活動推進の強化に結び付けていくことが重要となっております。

24ページは、令和2年度の農業委員会の現状となっております。

農家数及び農業者数は、2020年農林業センサスの最新の公表値を使用しております。後ほどご確認いただけたらと思います。

続きまして、25ページをお願いします。二つ目の表、2、集積の目標面積ですが、農地等の利用の最適化の推進に関する指針を基に、年間60haの目標を上乗せした、2,815haとしております。

一番下の表、新規参入の目標は、昨年度と同数の、4経営体、5haとしております。

次に26ページをお願いします。

二つ目の表、2の遊休農地解消の目標面積ですが、農地等の利用の最適化の推進に関する指針を基に、年間10haの解消を目標としております。遊休農地調査の方法は、基本的には前年度と同様で、前年度の資料を基に、違反転用への対応も兼ねまして、農地パトロールを実施したいと考えておりますので、ご協力をお願いいたします。遊休農地調査後の利用意向調査については、所有者に対し、貸す意志があるかどうかを確認し、貸し付け可能な農地については、あっせんや利用

関係の調整が行われるよう支援するために、担い手、中間管理機構、集落営農法人等へ情報提供いたしたいと考えております。

なお、24ページから26ページまでの活動計画案につきましては、先ほどの点検・評価と同様に公表が義務付けられておりますので、本会でご承認いただけましたら、案の文字を削除した後市HPにて、公表させていただきたいと考えております。よろしく願いいたします。以上 簡単ではございますが、令和3年度事業計画案についての説明を終わらせていただきます。

議長 今年度もコロナの中、実績のある内容が難しいところもありますが、研修につきましても実施可能であれば、従来通りの実績を持って参加したいと考えております。まだまだ収束は難しいところでありますので、詳細は時期を見ながら幹事の皆さんと検討していきたい。

議長 委員の皆さん、何かありましたらお願いします。
異議ございませんか。

一色委員 24ページの農家の概要の表です。この表を農林業センサスに基づき記入とある。2020年版、最新のデータを提供させていただいたとありました。13ページの農家総数等の表があります。

13ページの年次はいつになるのか。

事務局 2015年です。

一色委員 24ページの農家の概要というところで、農家総数が13ページでは3879とあるのが、今回、3172ということでマイナス707戸。農業従業者数6261が今回、4562ということでマイナス1699。農家数及び農業従業者数が減じていることが憂慮する問題であると思う。40歳代以下の人数が154名、今回791名ということで40歳代以下が増えている。

担い手の集積等で農業委員として頑張っていけたらと考えております。以上が意見です。

議長 全般的に、計画に対してご意見ございませんか。

「異議なし」ということでありますので、以上1件、原案どおり承認することといたします。

報告承認案件

議 長 次に、72 ページ、報告承認案件について、事務局から報告いたします。

事務局 令和3年5月15日から、令和3年6月14日までの受付期間中に、農地法第18条第6項、解約通知を19件 受理いたしました。ご了承をお願いいたします。

議 長 何かご意見等、ございませんでしょうか。

議 長 無いようですので、以上で報告承認案件を終了いたします。
以上をもちまして、本日の議事日程は、全て終了いたしました。この際に、他に何かございませんか。
無いようですので、以上で総会を閉じます。
慎重審議、ありがとうございました。

8. 議案結果

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	原案承認
議案第2号	農地法第3条の規定による許可及び農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見の決定について	原案承認
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見の決定について	原案承認
議案第4号	農地法第5条に係る転用事業計画変更に対する意見の決定について	原案承認
議案第5号	農用地利用集積計画に対する意見の決定について	原案承認
議案第6号	相続税の納税猶予に関する適格者証明願について	原案承認
議案第7号	農地法第3条第2項第5号の規定による「別段の面積」の設定について	原案承認
議案第8号	令和2年度西条市農業委員会事業報告について	原案承認
議案第9号	令和3年度西条市農業委員会事業計画（案）について	原案承認
報告事項	報告承認案件	原案承認

9. 閉会の日時

令和3年6月8日 午後2時59分